

写

金 検 第 80 号
平成 19 年 2 月 16 日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

自己査定、償却・引当及び自己資本比率の正確性及び適切性の
検証に関する留意事項について

自己査定、償却・引当及び自己資本比率の正確性及び適切性に
関する検証に際しては、別途発出の「預金等受入金融機関に係る
検査マニュアル」に加え、下記について了知のうえ、ご留意願
いたい。

記

I. 自己査定結果の正確性の検証について

自己資本比率は正確な財務諸表に基づき算定されなければな
らず、その財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行わ

れ、その準備作業である自己査定が適切に行われなければならない。

したがって、検査官は、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。

1. 基準日

自己査定結果の正確性の検証を行う基準となる日（以下「基準日」という。）は、原則として、検査実施日（予告検査の場合は予告日。以下同じ。）の属する決算期（中間決算を含む。以下同じ。）の直前期の決算期末日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための取締役会等の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日とする。

基準日の決定は、被検査金融機関の資産内容、検査期間等を総合的に勘案して判断することとする。具体的には、検査期間中に決算取締役会等が開催されることが見込まれ、かつ、被検査金融機関の資産内容等から判断して直前決算期における自己査定結果の正確性の検証を行うことが必要と認められる場合は、基準日は直前期の決算期末日とする。

2. 抽出基準

抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として債務者への与信額が5,000万円又は被検査金融機関の資本の部合計（会員勘定合計）の1%のいずれか小さい額未満の債務者については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることもできるものとする。

なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

3. 具体的な検証方法等

自己査定結果の正確性の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 検証の範囲

正確性の検証の範囲は、上記2の抽出基準に基づき抽出された基準日における資産とし、特に被検査金融機関の自己査定により債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権について、重点的に正確性の検証を行うものとする。また、被検査金融機関の自己査定基準の検証の結果、被検査金融機関の抽出基準に問題があり、債務者区分が正常先以外となるべきものが正常先とされているおそれがある場合は、債務者区分が正常先とされた債務者に対する債権についても、重点的に正確性の検証を行うものとする。

(2) 具体的な検証方法

被検査金融機関の自己査定により、債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権については、被検査金融機関が自己査定の際に使用した資料（ワークシート等）により、自己査定基準に基づき正確に自己査定が行われているかどうかを検証する。具体的には、債務者区分、分類区分及び分類金額が正確かを検証する。

① 仮基準日において自己査定を行っている場合の取扱いについては、仮基準日での資料により仮基準日時点での債務者区分、分類区分及び分類金額が正確かを検証する。次に、仮基準日から基準日までに修正を行う場合の基準が明確に定められ、かつ、その基準が合理的であるかを検証し、当該基準に従い、仮基準日から基準日までの間に、自己査定

結果について必要な修正が行われているかを検証する。

また、仮基準日が決算期末日の3カ月以内となっていない場合には、特に仮基準日から決算期末日までの事象の変化に伴う必要な修正が適正に行われているかを検証する。

なお、仮基準日から基準日までに修正を行う場合の基準が合理的であるかどうかの判断は、被検査金融機関の資産規模、業務内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案のうえ行う。

- ② 決算期末日以降の後発事象については、上記2の抽出基準により一定基準に該当するものの抽出を求め、その内容を精査の上、当該決算期に反映しているかどうかを検証する。決算期末日以降の後発事象の検証に当たっては、上記①と同様に、後発事象の見直しについての基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。

重要な後発事象（第一事象）は当該決算期に反映することから、被検査金融機関の資産規模等を勘案の上、重要と思われる後発事象が発生しているものの、当該決算期に反映していない場合には、会計監査人の意見を確認するものとする。

4. 自己査定の正確性の判断基準

自己査定の正確性の検証の結果、被検査金融機関の自己査定結果が次に掲げるものとなっている場合には、不正確であるとの指摘を行うものとする。

なお、自己査定の正確性の判断は、検査実施日時点での債務者の財務状況等により判断するものではなく、仮基準日又は基準日時点での状況等により判断することに留意する。

- (1) 自己査定基準の適切性に問題があり、その結果、仮基準日時点又は基準日時点での債務者区分、分類区分又は分類金額が誤っていると認められる場合

(2) 被検査金融機関が自己査定抽出基準に従って抽出し、自己査定を行い分類しているものについて

- ① 基準日時点で自己査定を行っている場合で、基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
- ② 仮基準日時点の自己査定を基準日時点の自己査定としている場合で、仮基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
- ③ 仮基準日時点での自己査定は正確であるが、債務者の状況、貸出金の返済状況、担保評価額、債権金額等、その後の状況に重要な変化があり、自己査定基準に照らせば、基準日時点での見直しが必要と認められるが、所要の見直しが行われておらず、基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合

(3) 上記(2)以外で主任検査官が特に抽出を指示したものについて分類対象と判断される場合

ただし、被検査金融機関が一定金額以下の債権について抽出対象としていない基準を定めており、被検査金融機関の資産規模、資産内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案し、当該基準が合理的と認められる場合を除く。

II. 償却・引当の適切性の検証について

金融機関が信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要であり、また、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定においても、自己査定結果に基づき、適切に引当等を行うこととされている。

さらに、金融機関が行う償却・引当は、上記法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状

況についてもその有効性を評価することとされている。

検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。

1. 具体的な検証方法等

(1) 検証の範囲

適切性の検証の範囲は、基準日（自己査定の基準日に同じ）における全資産等に対する償却・引当額の算定結果とし、特に破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権の償却・引当について、重点的に適切性の検証を行うものとする。また、自己査定において、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先となるべきものが、正常先及び要注意先とされている場合は、当該債権の必要な償却・引当額の算定を行うことに重点を置いて検証を行うものとする。

(2) 具体的な検証方法

被検査金融機関の自己査定による債務者区分に従って、償却・引当の際に使用した資料により、償却・引当基準に基づき適切に償却・引当が行われているかどうかを検証する。なお、当局検査において、債務者区分が変更された場合には、変更後の債務者区分に従い、被検査金融機関の償却・引当基準に基づいて償却・引当が行われた場合に追加的に必要となる償却・引当額を的確に把握することとする。この場合、被検査金融機関の償却・引当基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。

2. 償却・引当の適切性の判断基準

償却・引当の適切性の検証の結果、被検査金融機関の償却・引当結果が次に掲げるものとなっている場合には、不適切であるとの指摘を行うものとする。

- (1) 償却・引当基準の適切性に問題があり、基準日時点での償却・引当額が不適切であると認められる場合
- (2) 自己査定結果を踏まえ、債務者区分又は分類区分毎に、適切に償却・引当基準を適用していないと認められる場合
- (3) 自己査定結果が誤っており、適切に償却・引当が行われていないと認められる場合

3. 償却・引当額の水準の検討

自己査定及び償却・引当に関する検査の結果、以下の場合には、償却・引当額の水準が不十分であると判断する。

- (1) 自己査定基準及び自己査定結果の検証の結果、自己査定基準が不適切又は自己査定が不正確であると認められ、債務者区分の変更等により分類額（Ⅱ～Ⅳ分類の債権の額）が増加することから、償却・引当額も増加することが見込まれる場合
- (2) 償却・引当基準及び償却・引当結果の検証の結果、償却・引当基準が不適切又は償却・引当額の算定が不適切であることから、償却・引当額が増加することが見込まれる場合

4. 追加的に必要な償却・引当額の算定

償却・引当額の水準が不十分であると判断した場合には、以下の点に留意して算定を行う。

- (1) 検証の結果、被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められる場合は、当該償却・引当基準に基づき、追加的に必要となる償却・引当額を算定する。
- (2) 検証の結果、被検査金融機関の償却・引当基準が不適切と認められる場合は、被検査金融機関及び会計監査人と十分に意見交換を行った上、その不適切な部分を修正し、修正後の

償却・引当基準に基づき、追加的に必要となる償却・引当額を算定する。

Ⅲ. 検査結果が自己資本比率に与える影響の検証について

追加的な償却・引当を行った場合には、自己資本比率を再計算し、その結果について、被検査金融機関との間で確認を行う。

なお、このとき、自己資本比率の水準が、「銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令」(平成12年総理府・大蔵省令第39号)第1条等に定める早期是正措置の発動基準に該当していないかを確認する。また、自己資本比率の低下に対して、被検査金融機関がどのような対応策を検討しているかを必要に応じ確認する。さらに、その対応策を反映させた結果として、翌決算期の自己資本比率がどの程度となるかを必要に応じ確認する。